

一般廃棄物収集運搬業（~~処分業~~）許可証

平成24年4月1日

栄和産業㈱
代表取締役 中村 康成 様

みやき町長 末安 伸之



みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条第2項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 2 号
住所	福岡県久留米市西町1091-8
氏名	栄和産業㈱ 代表取締役 中村 康成
町内を所管する営業所の所在地	福岡県久留米市西町1091-8
取扱廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	今回申請時に添付した業務実施計画書に記載された事業所に限る。
許可期限	平成24年4月1日 から 平成26年3月31日 まで
許可条件	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、鳥栖・三養基西部環境施設組合搬入許可条件及び下記の条件を遵守することとし、違反した場合もしくはみやき町及び鳥栖・三養基西部環境施設事務組合の指示に従わない場合は許可を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">許可した車両以外を収集運搬に使用しないこと。一般廃棄物収集運搬業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。施設機材等に変更が生じた場合等においては、速やかに町長に届け出ること。収集運搬に使用する車両を保管する場所等においては、生活環境等に配慮して清潔に保つこと。受託事業所において、ごみの分別を心掛けるよう指導依頼すること。許可を受けた業務については、毎月実績報告書を作成し、毎月10日までに提出すること。今回申請した以外の事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬を計画する場合は、事業所と契約する30日前までに町と協議すること。